

令和8年10月分（11月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表  
【保険料調整制度適用】

保険料調整制度とは

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料（※1）を一時的に一部負担することで、通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減（※2）できる制度です。

なお、事業主が追加負担した保険料は、一旦納付した後に還付（3か月後の保険料額から追加負担分を全額差し引き）するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。

※1 対象となる保険料は、賞与に関するものを除いた健康保険料・厚生年金保険料です。

※2 事業所単位で通算3年間、対象となる被保険者の保険料を軽減できます。

なお、制度利用3年目（通算して25か月目以降）は保険料軽減割合が1・2年目（通算して1～24か月目）の半分となります。

保険料調整制度の詳細や手続き方法等は日本年金機構のホームページをご確認ください。

保険料調整制度 特設ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>



- ・健康保険料率：令和8年3月分～適用  
・介護保険料率：令和8年3月分～適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用  
・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用
- ・子ども・子育て支援金率：令和8年4月分～適用

（埼玉支部） ※保険料調整制度の利用開始から通算して1～24か月目の場合 （単位：円）

| 標準報酬 |         | 報酬月額            | 健康保険料<br>【保険料調整制度適用】 |          |          | 介護保険料<br>介護保険第2号被保険者（40～64歳）<br>に該当する場合のみ |         | 子ども・子育て支援金 |        | 厚生年金保険料<br>【保険料調整制度適用】<br>（厚生年金基金加入員を除く） |           |          |
|------|---------|-----------------|----------------------|----------|----------|-------------------------------------------|---------|------------|--------|------------------------------------------|-----------|----------|
|      |         |                 | 9.67%                |          |          | 1.62%                                     |         | 0.23%      |        | 一般、坑内員・船員<br>18.300%※                    |           |          |
| 等級   | 月額      |                 | 全額                   | 被保険者負担   | 保険料調整額   | 全額                                        | 被保険者負担  | 全額         | 被保険者負担 | 全額                                       | 被保険者負担    | 保険料調整額   |
| 1    | 58,000  | 円以上～円未満         | 5,608.60             | 1,402.15 | 1,402.00 | 939.6                                     | 469.8   | 133.4      | 66.7   | 16,104.00                                | 4,026.00  | 4,026.00 |
| 2    | 68,000  | 63,000～73,000   | 6,575.60             | 1,643.90 | 1,644.00 | 1,101.6                                   | 550.8   | 156.4      | 78.2   |                                          |           |          |
| 3    | 78,000  | 73,000～83,000   | 7,542.60             | 1,885.65 | 1,886.00 | 1,263.6                                   | 631.8   | 179.4      | 89.7   |                                          |           |          |
| 4(1) | 88,000  | 83,000～93,000   | 8,509.60             | 2,127.40 | 2,127.00 | 1,425.6                                   | 712.8   | 202.4      | 101.2  |                                          |           |          |
| 5(2) | 98,000  | 93,000～101,000  | 9,476.60             | 2,842.98 | 1,895.00 | 1,587.6                                   | 793.8   | 225.4      | 112.7  | 17,934.00                                | 5,380.20  | 3,587.00 |
| 6(3) | 104,000 | 101,000～107,000 | 10,056.80            | 3,620.45 | 1,408.00 | 1,684.8                                   | 842.4   | 239.2      | 119.6  | 19,032.00                                | 6,851.52  | 2,664.00 |
| 7(4) | 110,000 | 107,000～114,000 | 10,637.00            | 4,361.17 | 957.00   | 1,782.0                                   | 891.0   | 253.0      | 126.5  | 20,130.00                                | 8,253.30  | 1,812.00 |
| 8(5) | 118,000 | 114,000～122,000 | 11,410.60            | 5,134.77 | 571.00   | 1,911.6                                   | 955.8   | 271.4      | 135.7  | 21,594.00                                | 9,717.30  | 1,080.00 |
| 9(6) | 126,000 | 122,000～130,000 | 12,184.20            | 5,848.42 | 244.00   | 2,041.2                                   | 1,020.6 | 289.8      | 144.9  | 23,058.00                                | 11,067.84 | 461.00   |

- ※ 厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。  
厚生年金基金に加入している事業所であっても、対象被保険者の保険料調整額は、通常の事業所と変わりません。
- 等級欄の（ ）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。  
4（1）等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 被保険者負担分に円未満の端数がある場合  
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。  
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。  
（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額  
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 子ども・子育て拠出金  
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります（被保険者の負担はありません）。  
子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36%）を乗じて得た額の総額となります。